

土日完全週休2日制工事の試行に関する注意事項等について

1 公告時の留意事項

対象となる工事の公告をするにあたっては、公告文「6 その他」の欄に記入し、特記仕様書【参考1】に必要な条件を明示します。

2 特記仕様書等

1) 原則、土曜日及び日曜日を休工としてください。

2) 受注者は工事着手までに実施工程表【参考2】を作成し、発注者と協議を行ってください。ただし、受発注者で工程計画を協議の結果、工期内完成が見込めない場合には、必要な工期を確保するための変更契約を行います。

3) 受注者の監督員への報告（月1回）

工事現場の休工状況や下請業者を含む工事現場の労働者の勤務状況を把握するための資料を提出してください。（出勤簿等）

4) 土日完全週休2日を実施できた場合（夏季休暇、年末年始休暇を除く）、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費、現場管理費について、変更契約を行います。

・ 土日完全週休2日を実施できた場合、各工事費率に、それぞれ次の補正係数を乗じるものとする。

労務費 : 1.05

機械経費（賃料）: 1.04

共通仮設費 : 1.04

現場管理費 : 1.05

5) アンケートへの協力を行うこと。【参考3】

試行した結果を検証するため、受注者（下請業者も含む）へのアンケートを実施します。土日完全週休2日が達成できなかった場合でもアンケートは実施します。

・ 調査対象：技術者（主任・監理技術者、現場代理人）、元請・下請作業員 全員

・ 現場代理人が技術者、元請・下請作業員のアンケート結果をまとめて監督員に提出してください。監督員から契約監理課へ提出されます。

3 変更契約の範囲

土日を休暇とすることによる技能労働者等の賃金確保等については、変更協議の対象とはなりません。

4 土日完全週休2日制工事における各工事費率の変更契約の具体的な方法については、最終変更協議日までの対象期間において、土日完全週休2日が達成できている場合は、各工事費率の変更契約を行います。

ただし、変更契約後、工期末までに土日完全週休2日が達成できなかった場合は、直ちに、補正を行わない金額で変更契約を行います。